

有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について

1 検査の背景

本院は、防衛省を対象に、①FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況、②FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況、③FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況、④防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2 検査の着眼点

本院は、①防衛装備品及びその修理等の役務(防衛装備品等)全般の調達額の推移等、防衛装備品の調達方法の選定等はどのようにになっているか、②日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者が署名した引合受諾書(LOA)の記載内容、防衛装備品等の発注の方式はどのようにになっているか、有償援助(FMS)による調達(FMS調達)の選定、調達の要求から前払金の精算までの流れなどはどのようにになっているか、LOAにおける契約額を構成する各要素の価格の設定方法等はどのようにになっているか、③出荷予定期を経過して防衛装備品等の納入が完了していないものや防衛装備品等の納入後も前払金の精算が完了していないものの状況はどのようにになっているか、FMSにより調達した防衛装備品の物品管理簿への記録は適切に行われているか、前払金の精算に伴い発生した余剰金等の状況を適切に把握し、返金を受けるための請求を合衆国政府に対して適時に行っているか、④同省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況はどのようにになっているかなどの点に着眼して検査を実施した。

3 検査の結果

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

ア 防衛装備品等全般における調達状況

「有償援助による調達の実施に関する訓令」によるFMS調達の実施状況に係る報告(大臣報告)に基づき、FMSによる調達額についてみると、平成25年度の1117億円から29年度の3882億円へと3倍以上に増加していた。そして、調達額が増加した要因は、陸上自衛隊ではティルト・ローター機(オスプレイ)、海上自衛隊ではイージス・システム、航空自衛隊では戦闘機(F-35A)等を調達したことなどによるものとなっていた。

同省は、「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」において、同計画の別表に記載の6防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達していて、同計画からFMSにより調達する防衛装備品等の種類が増加していた。

また、同省は、平成31年度予算の概算要求後、新規に調達する2防衛装備品の選定結果等を公表していた。一方、その公表内容について確認したところ、調達方法の代替案分析は行われていたが、その具体的な内容や比較検討した防衛装備品は公表されていなかった。

(注1) 2防衛装備品 装輪155mmりゅう弾砲及び新多用途ヘリコプター(UH-X)

イ 防衛装備品等の調達を含む後年度負担額の状況等

同省は、国庫債務負担行為等により複数年度契約を締結している。後年度負担額は、当年度を基準としてみた場合、当年度に締結した契約に基づき翌年度以降に支払う経費(新規分の後年度負担額)と過年度に締結した契約に基づき当年度の翌年度以降に支払う経費とに区分される。同省における後年度負担額は25年度から増加して、29年度は4兆7577億円となっており、このうち国庫債務負担行為によるものが4兆4558億円と大部分を占めていた。

そこで、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額について、翌年度以降の支払時期の状況を確認したところ、「国庫債務負担行為により契約した年度+3年度」以上のものの占める割合が25年度と比べて29年度は増加していて、支払期間が相対的に長期化している傾向が見受けられた。

27年度から29年度までの防衛装備庁(装備庁)が行うFMS調達(FMS中央調達)に係る国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の状況を確認したところ、3600億円から4500億円程度で推

移していた。また、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の翌年度以降の支払時期の状況を確認したところ、各年度とも「国庫債務負担行為により契約した年度+3年度」以上のものの占める割合が5割を超えていた状況となっていた。

(2) FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 契約方法の状況

FMS調達には、購入国(地域及び国際機関を含む。)が調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的にLOAに記載する確定発注方式と、LOAに調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的には記載せず、前払金の範囲内で購入国が個々の防衛装備品等の部品名、数量等を指定して発注を行う直接発注方式の2種類があり、FMS中央調達は確定発注方式、陸上自衛隊補給統制本部及び海上、航空両自衛隊補給本部が行うFMS調達は直接発注方式で行われている。また、直接発注方式には、合衆国政府が購入国のために一定数量の防衛装備品等の維持等に用いる交換用の部品(補用部品)をあらかじめ在庫品として確保しておき、購入国から発注を受けた際に、当該在庫品から払出しを行う協同兵站補給支援協定(CLSSA)の仕組みがあり、FMSO I (FMS Order I)と呼ばれるケースで購入国が支払った前払金を使用して合衆国政府が在庫品を確保し、その後、FMSO II (FMS Order II)と呼ばれるケースで購入国は前払金を支払うとともに補用部品を発注し、在庫品の払出しを受けている。

イ 契約手続等の状況

支出官は、LOAに記載された支払時期に合わせてニューヨーク連邦準備銀行内の利子付き口座に前払金を支払い、国防財政会計サービスは、利子付き口座から無利子のFMS トラストファンド(信託基金)の勘定(保管勘定)に必要な金額を繰り入れる。

陸上、航空両自衛隊において、CLSSAにおけるFMSO I のケースの終結等に係る手続が定められていらない状況となっている。そして、陸上自衛隊の地対空誘導弾ホークについては、合衆国政府において在庫の確保が困難な状況となっており、補用部品を迅速に調達できるとするCLSSAの利点をいかせていない状況となっていたが、FMSO I のケースの終結等に係る検討を十分に行つていなかった。上記について、陸上自衛隊はFMSO I のケースの終結に向けた手続を進めている。

ウ 調達価格の設定等の状況

FMS調達に係る契約額は、一般的に、防衛装備品等の見積調達価格に事務手続に係る各種の手数料等を加えた価格で構成されている。見積調達価格は、合衆国政府が製造会社等から提示された価格等に基づいて設定され、手数料等のうち、一般管理費は、FMSに係る人件費、施設費等の一般的な管理経費、契約管理費は、合衆国政府と製造会社等との契約に係る契約管理、品質保証・検査及び監査の経費にそれぞれ充てるために付加されている。

契約管理費については、互恵的な協定等を合衆国政府と締結することにより減免を受けることができることとされており、近年FMSによる調達額が多額に上っているオーストラリア連邦、イスラエル国等の各政府は、合衆国政府と協定等を締結して契約管理費の減免を受けている一方で、同省は、協定等の内容によっては日本側の利益になるとは限らないことなどから、協定等を締結していないとしており、契約管理費の減免を受けていない。

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア FMS調達に係る防衛装備品等の受領の状況

(ア) 29年度末時点における防衛装備品等の未納入の状況

大臣報告においては、ケースの履行状況として前払金の支払額、未精算額等を報告することとされており、支出負担行為担当官が受領検査調書と照合し、中間計算書に記載された内容に誤りがないかなどを確認する提供の確認を行った防衛装備品等の金額等を精算額とし、前払金から精算額を差し引いた額を未精算額と整理している。

29年度末時点で前払金に未精算額があるケースの件数及び未精算額は1,189件、8510億円、出荷予定期を経過したケースの件数及び未精算額は653件、1417億円となっていた。出荷

予定時期を経過したケースのうち、防衛装備品等の納入が完了していないため精算が遅延しているもの(未納入ケース)の件数及び未精算額は85件、349億円となっていた。

FMS調達による防衛装備品等の納入が完了していないことにより、納入されない状態が続くなどした場合には、部隊等の運用に支障を来すおそれがある事態が見受けられた。

また、同年度末時点におけるFMS中央調達に係る未納入ケースのうち未精算額が10億円以上の6件のケースについてみたところ、6件のケースのうち2件は精算額が0円となっていた。

(注2) 出荷予定期間を経過したケース FMS調達においては、合衆国政府からの出荷、梱包及びこれらに係る附帯事務に時間を要することから、納入が遅延した期間が1年以上のもの

(イ) 物品管理簿への記録状況

海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所でFMS等により調達し受領した、納入の完了まで長期間にわたる防衛装備品について、30年度末時点で物品管理簿に取得価格等が記録されていないなどの事態が見受けられた(前掲323ページ参照)。

イ FMS調達に係る前払金の精算状況等

(ア) FMS調達に係る前払金の精算状況

29年度末時点で防衛装備品等は納入されたが精算が完了していないもの(精算未完了ケース)の件数及び未精算額は568件、1068億円となっていた。新精算方式が目標として設定している時期である納入の完了後2年を経過して最終計算書が到着していないケースの件数及び未精算額は、同年度末時点で280件、520億円となっていた。納入の完了後10年(最長17年)を経過しても最終計算書が到着していないケースが8件(未精算額3億4481万円)あった。また、精算未完了ケースのうち未精算額が10億円以上のケースの上位10件のケースをみたところ、提供の確認が全く行われていないため、精算額が0円となっていたケースが2件見受けられた。

(イ) 残余資金等の返済請求等の状況

保管勘定(3DD)に遅くとも25年度末には430,943米ドル(邦貨換算額4826万円)の残高があり、装備庁は、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30年度末においても同額が入金されたままとなっていた(前掲311ページ参照)。

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

ア 調達価格の透明性の確保に向けた取組の状況

同省は、オスプレイ及びF-35AについてLOAより詳細な価格内訳を入手していた。また、25年度から29年度までの役務ケースに係る工数旅費データシートを受領したケースの件数は年々増加していた。そして、29年度にLOAを取り交わした役務ケース16件について^(注3)確認したところ、1件はLOAの品目の細目等に具体的な役務の内容や価格が記載され、5件は引合書を請求する書類において役務の内容等がLOAより具体的に記載されていた。

(注3) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

イ 納入遅延に対する取組の状況

装備庁は、28年11月に28件のケースについて出荷促進を行っており、このうち15件については29年度末までに納入が完了していた。また、修理をする物品と合衆国政府所有の良品を交換して修理期間を短縮する方式による修理について、25年度から29年度までの間に実施した部品点数の割合をみると、25年度の44.1%から年々上昇し、29年度は95.3%となっていた。

本院は、29年9月に報告した「次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について」において、提供が行われていない品目について、速やかな提供が図られるよう、合衆国政府と調整を行うことに留意することが必要である旨を記述している。上記に対する同省の取組の状況を確認したところ、30年度末までに出荷予定期間が到来していた67品目のうち45品目はその一部について受領していたものの、残りの22品目は合衆国政府から提供が行われていなかった。

ウ 精算遅延に対する取組の状況

装備庁は、28年11月に241件のケースについて精算促進を行っており、29年度末までに109件について最終計算書が送付されて、このうち73件のケースについて約50億円の余剰金が国庫に返還されていた。また、新精算方式による精算促進の状況をみるために、25年度にLOAを取り交わして最終計算書が送付されたケースのうち20件について、納入の完了から最終計算書受領までの経過年数等を確認したところ、2年以内のケースは13件となっていたが、3割以上のケースに当たる7件において最終計算書を受領するまでに2年を経過していた。

エ 計算書と受領検査調書との適切な照合に向けた取組の状況

本院は、平成28年度決算検査報告において、計算書と受領検査調書との照合の過程等を記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の適切な照合を行うための効果的な方策を検討するよう意見を表示したものを掲記している。

装備庁は、実施要領を定めて照合の過程等を書面等に記録及び保存することとし、また、適切な照合を行うための効果的な方策の検討を行っていた。そして、上記のような処置を講じた結果、装備庁は、照合の過程等を照合台帳に記録して保存していた。また、装備庁によれば、適切な照合が可能となるよう、合衆国政府において各軍省等と調整を行っているとしている。

4 検査の結果に対する所見

同省において、必要に応じて合衆国政府の協力を求めるなどして、今後、次の点に留意して、より一層適切なFMS調達の実施に取り組むことが重要である。

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

防衛装備品等の特性に応じて調達方法を適切に選定するとともに、調達方法の選定を含む防衛装備品の選定過程について、十分な透明性を確保し、適切に説明責任を果たしていくこと

(2) FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 陸上、航空両自衛隊は、将来の防衛装備品の配備規模の縮小に備えて、適時にFMS0 I のケースの終結等を行えるよう、あらかじめFMS0 I のケースの終結等に係る手續について検討すること

イ FMS調達に係る契約額の増加に伴って、手数料の負担額も増加することに鑑み、契約管理費の減免を受けることによりFMS調達に係る契約額を低減する余地がないか検討すること

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア 出荷予定期を経過しても防衛装備品等が納入されないケースについて、部隊等の運用に支障を来さないよう、出荷促進を行うなど合衆国政府と引き続き調整を行うこと

イ 未精算額が多額となっている未納入ケース、未精算額が多額となっている精算未完了ケース及び防衛装備品等の納入の完了から長期にわたり精算が未完了となっているケースについて、ケースごとに精算等が遅延している理由を分析するなどした上で、合衆国政府に計算書の送付を促進したり、防衛装備品等の受領に応じた提供の確認を行ったりするなどして、引き続き未精算額を減少させること

ウ FMSにより調達した防衛装備品について、速やかに物品管理簿に記録し、適切に管理すること

エ FMSに係る前払金や返済金の管理を適時適切に行えるよう、日本に関連する信託基金の勘定やその残高を十分に把握した上で、必要に応じて速やかに合衆国政府に対して返済請求を行うこと

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

合衆国政府との協議等を通じてFMS調達の改善に向けた取組を引き続き推進するとともに、装備庁は、新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き精算促進を行うこと

本院としては、FMSによる防衛装備品等の調達が適切に行われているかについて、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。